平成21年 3 月 の 事 務 局 だ よ り

コミュニティーガス

(社) 日本簡易ガス協会 関東支部
住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-2-9
日比谷セントラルビル8階
Email：kanto@jcga-page.or.jp
URL：http://www.jcga-page.or.jp./
電話：03-3539-2271 FAX：03-3539-2272

ここ暫くは、「新原料費調整制度」への円滑な移行に向け事務局だよりや講習会等を通じご案内させて頂いておりますが、最近、会員事業者から自社としてこの新制度をどのように導入していくかシュミレーションを行っておられるお話しを聞く機会が多くなってきて、ほっとしているところです。

さらに、何より嬉しかったことは、ガス事業の原料費調整制度が導入された平成9年当時のままの基準平均原料価格（料金設定時の原料価格水準）で今日に至っている事業者から、過去の経過を検証し、適切な料金制度に移行するために、自社のシュミレーションを行っているとのお話しも伺ったことでした。

新制度は、原料価格の変動がより早く小売販売価格に反映される、お客様にとっても分かりやすい制度で、ガス事業者にとってもタイムラグが短縮されたことにより期ずれが縮小されるなど改善されてきています。

こうした中で、これも会員事業者との会話の中で、伺ったお話を次のとおりメモさせて頂きますと、

最近の景気動向や企業環境を取り巻く動く速度は日々加速度化してきており、また、同時にこれに係る情報も非常に豊富になってきている。こうした動きに遅れをとらないことも必要であるが、大事なことは世の中の全体的な形をしっかり踏まえて、会社の進むべき道を見失わないことが大切で、大所・高所からものを見ていくべきとのことでした。

そして、さらに中国の諺の「創業は易く、守成は難し」から、創業は決して易しいことではない。しかし創業したものを守っていくことは、さらに難しいとのこと。新しい制度に移行することは緊張感がついて回る。こうした中で、心を引き締めて社員一人一人が創意工夫をして新しい価値を見出し事業を進めていくことが大事である、とのお話しでした。

さて、私どもの簡易ガス事業の円滑な事業運営で重要なことは、ガス事業の安定経営であり、保安の確保であることは、今更申し上げるまでもないことかも知れません。

今回の新原料費調整制度等について、上述のことも踏まえてご検討を重ねて頂ければ、幸いに存じます。

釈迦に説法かも知れませんが、当制度の改正内容を十分に把握され、現行制度から新たな制度への移行まで1年間の猶予期間をどのように社として対処していかれるか、ご検討頂くことが重要と考えます。

制度の円滑な移行により、経営効率を図り、適正料金の設定等に努められ、経営基盤の安定を図り、保安の確保に万全を期していくことが、お客様との信頼関係を構築する上で何よりも重要と考えております。

特に、保安の確保につきましては、経年埋設導管の入替計画の見直しと着実な実施やガス漏えい事故、消費段階における一酸化炭素中毒事故の再発防止等のガス事故対策、地震対策を含む防災体制の整備・充実等に万全を期して頂きますようお願い致します。

関東支部では協会業務として、円滑な新制度への移行は本年の最も重要な柱の一つと考えておりますので、会員事業者のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後に、新制度のより円滑な実施のため、3月30日開催の「新原料費調整制度説明会」には、各社必ずご出席頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

3月号の同封資料の一覧

1．会　報（日本簡易ガス協会報）
2．事務局だより
3．平成２１年度「経年埋設内管対策費補助金」説明会及び相談会の開催について　（対象物件のある事業者のみです）
4．感震自動ガス遮断遮断装置復帰操作方法・容器交換後に必ずご点検下さい　（1枚チラシの表裏）
5．クローズアップ21　Ｖｏｌ.51　ガスの安全・安心
「安全・快適な快適なウィズガスライフのすすめ」

1．関東支部平成21年3月・4月行事予定及び平成21年度講習会予定表（別紙P.8～9）　【重要】

前回に引き続き、新たに加わった計画と来年度講習会予定表(日程未確定含む)を別紙のとおり、掲載させて頂きました。

この年間にわたる講習会等につきましては、問い合わせが会員事業者の皆様から、よく受けておりますので、関係の方々へのご周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、講習会の予定及び詳細案内を協会ホームページ内『支部からのお知らせ』に掲載しておりますのでご参照下さい。

2．「頒布品関係」日本簡易ガス協会発行一覧（関東支部発行を含む）及び「頒布品申込書」ついて　（別紙P.１０～１３）　【重　要】

「頒布品関係」について、日本簡易ガス協会発行一覧（関東支部発行を含む）含めて、別紙のとおり、新たに更新させて頂いたものを掲載させて頂きましたので、ご覧下さい。

また、ご注文にあたっては、添付した「頒布品申込書」をコピーし、ＦＡＸ送信して下さい。なお、従来のとおり、Ｅメールでも受け付けております。

3．（再:2月号掲載済）新しい「原料費調整制度説明会」の開催　ほか

【重　要】　（別紙P.１３-1～１３－3）

極めて重要事項に鑑み、巻頭言でもご案内しましたが、今後の簡易ｶﾞｽ事業の運営上、欠かすことのできない説明会です。

是非関係者のご出席をお願い致します。詳細は別紙をご覧頂きお申込下さい。

申込み締切は3月１６日迄でしたが、重要な説明会ですので、未申込事業者は折返しＦＡＸ送信して下さい。

1．日　時　　平成２１年3月３０日（月）
午前の部　受付開始　９：３０～　開演１０：００～　終了１２：３０
埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨の各都県内事業者
午後の部　受付開始１３：００～　開演１３：３０～　終了１６：００
茨城・栃木・群馬・新潟・長野・静岡の各県内の事業者

2．会　場　　日本橋公会堂　４Ｆホール

※先着順に1会員事業者5名までの受付とさせて頂きます。

なお、極めて多数の方々からのお申込が予測されることから、事業者単位で一括お申込をお願い致します。追加でのお申込は受け付けできませんので、ご協力お願い致します。

ちょっと気になることは、3月１３日現在１００強の事業者の正会員事業者様が未申込みの状況にあります。この制度をご理解頂きませんと、今後、ガス事業の円滑な運営は困難あるとも考えられます。今一度、ご確認頂き、出席方よろしくお願い致します。

(1) 新しい原料費調整制度の移行に伴うガス事業法省令改正が2月27日官報に掲載。3月1日に施行されました

具体的内容は、3月30日の関東支部の「原料費調整制度説明会」で、ご案内しますが、いよいよ制度移行に向け、スタートしました。

(2)「財務省貿易統計」の活用について　〔別紙P.14～16〕

2月の事務局だよりでご案内しましたが、別紙のとおり、多少HPのレイアウトが変わりましたので、参考にして下さい。品目指定の次は　品目コード指定　(前回は全桁指定) になり、大きな変更はありません。

4. 平成21年度のPE管資格者認定 (新規) 講習会のお知らせ

〔別紙P.17～21：申込手順をご覧下さい〕　【重　要】

本年度から、PE管要綱の改正により、「PE配管監督者」と「PE管配管作業者」の両資格を『PE管配管技術者』として統合されることになりました。

したがって、今後は『PE管技術管理者』と『PE管配管技術者』の二つになります。

講習会お申込に当たり、再度ご確認下さい。

また、別紙にもありますようにお申込は郵便にて、必ず返信用封筒を同封して頂きたくお願い致します。

なお、今まで取得した「PE配管監督者」と「PE管配管作業者」は次回の更新の際、『PE管配管技術者』に名称変更しますので、申し添えます。

本年度の開催日は以下のとおりです。詳しくは別紙をご覧下さい。

第1回　平成21年6月22日 (月)・23日 (火) (各回定員40名 各2日間9：30～17：00)
第2回　平成21年7月23日 (木)・24日 (金)　同　上
第3回　平成21年9月3日 (木)・4日 (金)　同　上

※先着順に受付け致しますが、定員により、ご希望の日程を変更させて頂く場合もありますので、予めご了承下さい。

資格取得を希望される方は、別紙申込要領をご覧の上、当支部へ4月30日までに郵送でお申込下さい。

5. (再:2月号掲載済) 簡易ガス協会関東支部への報告のお願いについて

〔別紙P.22～22-2〕　【重　要】

今年も、お忙しい中恐縮ですが、以下につきまして、関東支部へ4月30日までに別紙のFAX用紙をご利用頂きたくよろしくお願い致します。

○別紙FAX用紙 (送信のカガミ)　〔別紙ー1〕

(1) 平成20年度 ガス漏れ警報器設置促進運動実施状況報告書
(2) 平成20年度 (2008年度) 保安点検検査推進運動実施報告書

6. 第24回原料調整について (追加のご案内)　〔別紙P.23〕　【重　要】

先(2)月号で、既にご案内致しましたが、3月1日施行の改正省令により、再度平成21年3月に料金改定を実施した地点群について適用される基準平均原料価格が変更されたことに伴い、調整額も変わりましたので、ご案内致します。

具体的には、別紙の表最下段の平成21年3月の基準平均原料価格70，750円が算出されたことによる調整C　25．83円です。

なお、新たな料金改定にあたって、基準平均原料価格の適用は、平成21年3月からは『許可申請の日又は届出申請の属する月 (CIF発表時まで)』とし、直近3か月間のCIF平均となります。

7．平成２１年度「経年埋設内管対策費補助金」（簡易ガス事業）説明会及び相談会開催について　（別紙P.２４～２５）　【重　要】

別紙のとおり、協会本部技術部から標記の案内がありましたので、お知らせしますとともに、未対策の経年埋設内管をお持ちの事業者におかれましては、この趣旨を十分ご理解頂き、是非とも、「説明会・相談会」にご出席賜りたくお願い致します。

さて、内管を含む経年埋設管対策につきましては、会員事業者のご努力によりまして、年々着実に改善され減少してきています。しかしながら、現実的にはＰＥ管への入替計画に基づく実施が必ずしも十分とみなされていない事業者もおられることから、協会支部としても行政等から改善に向けての指導を受けています。ご承知のとおり経年埋設内管の補助対象建物区分の有無や判断は難しかったこと等を踏まえ、昨年、協会実施の「平成１９年度末 導管調査」で全事業者様から補助対象物件を含む報告を頂きました。

したがいまして、この対象事業者様におかれましては、当補助金制度（今後の活用状況によっては制度の存続が心配）に則り早急に入替促進を図って参ることが重要と考えます。

つきましては、別紙（注1）の補助対象建物区分が存在する事業者様へは、別添でもご案内致しますので、重ねてご出席方宜しくお願い致します。

ご出席の連絡は別紙ＦＡＸ用紙をご利用頂き、4月２０日（月）までにご連絡下さい。

なお、ご都合によりご欠席の事業者のおかれましては、後日、別途対応をさせて頂く予定ですのでよろしくお願い致します。

・開催日時　平成２１年4月２８日 午後1時３０分から

・開催場所　（社）日本簡易ガス協会 会議室
東京都港区西新橋１－２－９ 日比谷セントラルビル8階

8．「経年埋設導管入替の促進」について

上記「7」に関連しますが、ガス事業者におかれましては関東東北産業保安監督部へガス事業法４６条に基づき、毎年度の「簡易ガス事業者の導管改修実施状況」（経年導管の入替状況）の報告をしています。

しかしながら、経年埋設管が多くあり、その入替がほとんどなされていない事業者のおかれましては、協会へも行政から入替促進に向け、指導を受けております。

経年埋設管を保有されている事業者におかれましては、本支管維持管理対策及び供給内管腐食対策ガイドラインに基づき、改善計画を立て、着実な実施が図られますようお願い致します。

今後の行政の立入検査では、このガイドラインのリスクマネージメントを踏まえた検査も行う旨のお話しも聞いています。

ガス事業の健全な経営に向けご努力されているところと思いますが、次年度に向け経年埋設管入替促進が一層進展しますようお願い申し上げます。

9．業務用厨房施設における自然排気式（ＣＦ式）ボイラー使用時における一酸化炭素中毒事故の防止について　（別紙P.２６～４１）　【重　要】

標記について、別紙のとおり原子力安全・保安院長経由で、当協会長から通達が発出された旨の通知がありましたので、お知らせします。

通達の趣旨は、ＬＰガス販売事業者からＬＰガス供給を受けている鹿児島県出水市の高等学校で複数のガス消費機器を使用した調理実習中に、生徒１７名、教員1名の計１８名の方が病院に搬送される一酸化炭素中毒事故の発生を受け、類似事故の再発を防止するため、各団体に対し、傘下会員事業者へ注意喚起するものです。

特に、注意喚起等に関する要請内容を踏まえ、再発防止に万全を期して頂くとともに、周知・指導方宜しくお願い申し上げます。

１０．行政･協会本部等からのお知らせ　【重　要】

（1）感震遮断装置の誤作動による供給支障事故防止について（関東東北保安監督部保安課）　〔別紙P.４２～４８〕

別紙のとおり、関東東北産業保安監督部保安課から関東支部長経由で、会員事業者に対しまして、「感震遮断装置の誤作動について」とする注意喚起文書が発出されましたので、お知らせ致します。

感震遮断装置の誤作動による供給支障事故は、08年は5件（07年1件）発生。原因は保守不備が2件、感震センサの設置基礎に起因するものが2件、容器交換時の感震センサとの接触が1件となっています。

このため、保安課から同装置について、他のガス工作物と比べて十分に維持管理されていない場合が見られると指摘を受けました。特に、誤作動を生じると、団地内の全てが供給支障となるので十分な維持管理が必要です。

具体的には、感震遮断装置に係る巡視･点検･検査の実施、感震センサの適切な基礎に設置、感震センサとの接触防止など、記の1から3 をご留意下さい。

なお、当通達の円滑な周知徹底を図って頂くため、機器製造メーカーである伊藤工機㈱からも別紙メモを頂いておりますが、①取扱説明書等でメーカーとご連絡される場合は別紙ご案内をご参考に、②別紙カラーチラシ（1枚紙）の「感震遮断装置復帰操作方法」「容器交換時に必ずご点検下さい！！」は特定製造所で有効活用を、③別紙特定ガス工作物点検記録表（『簡易ガス事業 保安教育の手引き（P.7,9）』）の参考例もご活用頂き、類似事故の未然防止に努めて下さい。。

（2）㈱ノーリツ製 屋内設置型強制給排気式ガスふろ給湯器自主点検について（㈱ノーリツ、（社）日本簡易ガス協会）

別紙のとおり、㈱ノーリツから屋内設置型強制給排気式ガスふろ給湯器について、ごくまれに機器本体内部の排気通路部が腐食により穴があき、燃焼排気ガスが漏れる不具合が判明したため、メーカーにおいて自主点検を実施する報告がありましたので、お知らせするとともに需要家からの問い合わせ等が入る可能性もありますので、メーカーへの連絡など円滑な対応ができるようお願い致します。

なお、（社）日本簡易ガス協会からは今月号の「協会報」に掲載されています。

（3）中小企業向け不審な勧誘･斡旋への注意喚起の徹底について（関東経済産業局 ガス事業課）　〔別紙P.４９〕

別紙のとおり、関東経済産業局からお知らせがありましたので、ご案内します。この内容は金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小企業について、資金繰りを応援する「緊急保証制度」を平成２０年１０月３１日からスタートしているところでありますが、今般、当局認可の組合、類似団体、機関、組合を名乗り、一般の消費者、事業者から出資金、保証料などを振り込ませるといった不審な勧誘を行う事例が発生しているというものです。

このため、中小企業庁はじめ各地方経済産業局、関係団体等において、注意喚起ＰＲ資料の配付、ホームページ掲載など、上記のような事例の拡大防止に努めていますので、会員事業者におかれましてもご留意頂きますようお願い致します。

（4）第2回「エコジョーズ情報交換会」の開催について（（社）日本簡易ガス協会 コラボ事務局）　〔別紙P.５０～５２〕

別紙のとおり、（社）日本簡易ガス協会 コラボ事務局から、第2回「エコジョーズ情報交換会」のお知らせがありましたので、ご案内します。

コラボでは、「２０１０年度累計３５０万台のエコジョーズ普及」という目標達成のため活動を行っていますが、今後、加速度的な普及促進を図るため、エコジョーズ情報交換会にて各社の販売成功事例等を取り上げ、今後の販売活動の参考につなげていければと考えております。また、㈱ガスエネルギー新聞社に委託し、エコジョーズ情報交換会事務局を設置して、開催案内の周知、開催後の内容紹介記事についてもご協力を頂きます。

なお、お申込は会員事業者様より、直接、別紙FAX用紙にて㈱ガスエネルギー新聞社宛にＦＡＸして頂きますようお願い致します。

(5) 乙種ガス主任技術者試験受験対策講座のご案内について (㈱エフ・ユー)

〔別紙P.53～60〕

別紙のとおり、㈱エフ・ユーから、本年も、「乙種ガス主任技術者試験受験対策講習会」のご案内がありましたので、お知らせします。

天然ガスマル簡を踏まえて、乙種ガス主任技術者の受験希望者が近年多くなってきております。このため、受験者を支援するため、「㈱エフ・ユー」様のご協力の下、講習会を行ってきたところ、ここ数年、50%という非常に高い合格率を得ておりますた。

今年も、別紙日程により、乙種ガス主任技術者受験講座を先着順に募集しておりますので、ご希望の方は、別紙申込書により、直接、「㈱エフ・ユー」様へお申し込み下さい。

○お問い合わせ先　㈱エフ・ユー／荒田　治
TEL03－6912－7007

(なお、丙種ガス主任技術者試験講習会は来月号でご案内致します。)

11. 「刊行物」のご案内について

お申し込み及びお問い合わせは、それぞれの新聞社へお願いいたします。

《㈱ガスエネルギー新聞より》　〔別　添〕

◇「クローズアップ21」 vol.51

『ガスの安全・安心 安全・快適なウィズガスライフのすすめ』

2008年10月から、ガスコンロは全てのバーナーに「立ち消え安全装置」や「調理油過熱防止装置」といった、各種安全センサーを搭載することが法律で義務付けられました(業務用及び一口コンロは除く)。これにより、ガスコンロは大変安全な調理機器へと進化を遂げています。名付けて「Siセンサーコンロ」:安心・安全な最新ガスコンロの誕生です。

安全・安心機能の数々をご紹介するもので、家庭の安全を守る最先端の技術に注目されます。

○お問い合わせ先　㈱ガスエネルギー新聞　事業部／小出
TEL03－3592－5797　　FAX03－3592－5793